

第一章 民俗芸能調査事業の概要

1 「広島県の民俗芸能」 - 広島県民俗芸能緊急調査報告書 - に寄せて

はじめに

このたび広島県内の民俗芸能を、網羅的に、また特に重要な伝承は、より詳細に調査した結果をまとめた「広島県の民俗芸能」が刊行された。この機会に、この調査の特色また本報告書に期待される効果などについて、あらためて確認してみたい。

「広島県の民俗芸能」 - 広島県民俗芸能緊急調査報告書 - の特色

広島県内の民俗芸能については、既に数多くの図書や研究報告、市町村誌、学会誌などがある。これらは『広島県史 民俗編(昭五三)』や『祭礼行事・広島県(平八)』などのように全県域を対象にしたものもあるが、『広島県の盆踊(昭六三)』や『広島県の獅子舞(平元)』、『広島県の神楽探訪(平一六)』などのように特定分野を対象にするもの、また『比婆郡志(大元)』や『尾道市史(昭一五)』、『広島市の無形の伝統文化財(平一三)』など対象地域内を対象にするものが多い。なお個別の伝承に関しては『大山供養田植(平一三)』や『阿刀神楽(令七)』など、さらに研究者等による論文も数多い。

これらに対して本報告書は、まず全県域を対象に分野を限定せずに、つまり広島県内の全ての民俗芸能を視野にいれ、その全貌把握を目標にしたものである。具体的に本報告書の構成をみると、まず県全体の民俗芸能を俯瞰した総合的報告、次に県内の神楽や獅子舞など分野ごとの概要報告、次に特色ある民俗芸能について現地調査報告、以上の背景となった悉皆的な調査報告、最後に参考資料として広島県の民俗芸能を知る上で参考となる各種文献や映像・音響資料の一覧、県内の国県市町指定の民俗文化財一覧が添えられている。

この報告書の副題に民俗芸能緊急調査報告書とあるが、これは文化庁の民俗文化財に関する国庫補助事業として全都道府県の教育委員会など民俗文化財保護担当局課が、それぞれ自身の担当域について実施する事業である。文化庁は本緊

急調査にあたって全国共通の実施指針の原則を示している。まず調査対象は第二次大戦以前からの伝承とすること。悉皆調査と詳細調査さらに全域的な総括や分野別概要、参考文献等の記載などである。なお悉皆と詳細については、その調査項目を名称、伝承地、上演機会・場所、行次第・構成・演目・芸能、組織、由来、類似例などとしている。各都道府県が、このような共通原則にそって実施された調査報告書が揃うことによって、広く日本全体の民俗芸能の伝承状況を共通の視点から把握することができる。

このような共通原則にそって「広島県の民俗芸能」には悉皆調査一、一五〇件、詳細調査三七件が報告されている。

なお各都道府県は共通原則に沿いつつも、各県域の特色に応じた調査を実施されている。広島県の特色の一つは民俗芸能の分野である。文化庁は調査対象となる民俗芸能を次のように区分して例示している。

「神楽、田楽、風流、語り物・祝福芸、延年、その他」である。

一方、本緊急調査では、広島県内の民俗芸能の伝承状況や特色の検討をふまえて次の分野区分としている。

「神楽、獅子舞、田楽、風流踊、祭礼風流、舞台芸等、その他」である。

各区分の詳細は本文「各テーマ概要」に詳しく、悉皆調査についても市町ごと各区分の件数をまとめた集計表が添えられ、県内での伝承の分布状況がわかる。このような広島県独自の区分を見るだけでも広島県の民俗芸能の特色の一端を知ることができる。なお非常に膨大な参考資料も特筆に値する。

我が国の芸能に関する記録

本民俗芸能調査の共通原則の一つである調査項目は、その基本的な形が決まってきたのが昭和初期頃と比較的、最近のことである。そもそも我が国における芸能の記録は非常に数多く、古くは古事記(和銅五年(七一三))や日本書紀(養老四年(七二〇))に記載される天岩戸での天鈿女命による舞があり、神話ではあるが、演じた場所や機会、動機、観客の様子なども記されている。以後も例え

ば奈良・東大寺毘盧遮那仏開眼会(天平勝宝四年〔七五二〕)での伎楽などの記事『東大寺要録』(嘉承元年〔一一〇六〕)、平安時代末期から中世にかけて大流行した田楽に関する『洛陽田楽記』(永長元年〔一一〇九六〕)、雅楽に関する『教訓抄』(天福元年〔一一三三〕)や『體源鈔』(永正九年〔一一五二〕)、能に関する『風姿華傳』(応永七年〔一四〇二〕)などがあり、江戸時代には歌舞伎役者の演技について『役者評判記』(貞享四年〔一六八七〕)からと総称される数多い記録が確認されている。以上は我が国の芸能に関する記録のごく一部であり、これらを含めた数多くの資料・史料によって日本の芸能および芸能史の研究が行われてきた。ところで、いわゆる民俗芸能に関する記録や記事も、例えば絵画資料『豊国祭礼図』(十七世紀・徳川美術館・重要文化財)には着飾った大勢の人々による輪踊が描かれている。広島県の絵画資料は『藝州嚴島圖繪』(天保十三年〔一八四二〕)や『風俗御問状答書』(文化十五年〔一八一八〕)頃)が本報告書に掲載されている。他地域の記録だが藩主の病氣快癒のため神楽を命じたとの江戸時代の記録『盛岡藩雜書』(別名・家老席日誌)などもある。また盆踊の禁止や制限に関する記録については『盆踊禁制の法令』、『近代舞踊史論』(大正十一年)で紹介されている。

民俗芸能の記録

全国各地に伝承される民俗芸能に関する初めての研究団体は、昭和二年に柳田国男や折口信夫、小寺融吉、永田衡吉らによって結成された「民俗藝術の会」で、翌年一月、機関誌「民俗藝術」を刊行した。創刊号「刊行のことば」で柳田国男は、「目の前の豊富なる事実を確実に記録して、それを成るべく多くの者の共有の知識にしたいと思います。」と述べている。この目的にそって、機関誌には毎号、各地の民俗芸能が紹介されていた。

その報告は、各伝承に応じて色々と工夫され違いもあった。昭和四年六月・第二卷第六号は東京・千駄ヶ谷の日本青年館で開催された「第四回郷土舞踊と民謡の会」の特集号とし、同会出演の七件の民俗芸能に関して「詳細な調査と記録」

を目標に、道具や踊り手、踊り体制のスケッチなどに歌詞や文字解説を加えた報告が掲載された。なお踊りの比較では、いわゆる舞踊譜も試みられている。

同会は、昭和七年『日本民俗藝術大観 第一輯』を刊行した。これは昭和五年四月・日本青年館「第五回郷土舞踊と民謡の会」に出演した「秋田県角館町飾山囃子記録」で、同会場での二日間に調査が実施された。その報告項目は、所在と名称、沿革、飾山の構造、舞台、囃子と踊り(囃子・楽器、歌詞、衣裳)(踊り・種類、衣裳)(それぞれ図版を活用)、楽譜(五線譜)、踊りの概要(連続動作のスケッチや写真、踊りの譜)、舞台化の記録であった。「緒言」に「こうした記録が三冊五冊十冊二十冊と重ねられて」とあるが本冊以外は未詳である。

民俗藝術の会の活動を契機の一つとして、その後、数多くの調査報告や研究が蓄積されて、日本各地に伝承される民俗芸能の重要性が広く認識されていくことになった。「広島県の民俗芸能」も、この流れをくむものである。

文化財保護法

戦後、法隆寺金堂障壁画燃損を機に高まった文化財保護の機運を受けて昭和二十五年「文化財保護法」が成立した。その中で建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、筆跡、典籍、古文書、民俗資料、考古資料など有形文化財とならんで、演劇、音楽、工芸技術など現に生活する人々が伝承する「わざ」を、世界に先駆けて、無形文化財として保護対象に組み込んだ。ちなみに民俗資料は、その後の改正で国民の生活の推移を理解のため欠くことのできないものとして有形文化財とは別になった。

民俗芸能は、先に述べたように研究によって重要性が認識され、無形文化財の芸能として、昭和二十六年、「助成の措置を講ずべき無形文化財」として全国各地の民俗芸能一〇〇件余りが選定され、記録の作成など支援が開始される。昭和二十九年度に、無形文化財の保護制度の一層の充実をはかるため、重要無形文化財の指定および保持者の認定制度、いわゆる人間国宝、が開始される。民俗芸能については昭和四十五年より「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」として選

扱を始め、また都道府県に対しては民俗芸能を無形文化財に指定することによる保護を勧めている。

一方、無形の民俗資料として昭和三十一年アイヌのユーカラ、同三十二年傀儡くぐつの舞および相撲が記録選択されている。

昭和五十年、文化財保護法が改正され、民俗資料は民俗文化財と改称され、民俗芸能は、年中行事や祭礼など風俗慣習とならぶ無形民俗文化財として保護の対象となり、特に重要なものは重要無形民俗文化財として指定を受けることになった。

「広島県の民俗芸能」・「広島県民俗芸能緊急調査報告書」の活用

本報告書は以上のように、広島県に伝承される民俗芸能の全貌をうかがうことができるものである。その活用の視点は、民俗芸能を支援する側と自身で民俗芸能を伝承し公開する側に、大きく分けて考えることができる。

伝承を支援する立場から

文化財保護法は、民俗芸能を無形民俗文化財に位置づけて保護つまり保存と活用をはかるうとするものである。具体的には伝承者養成・公開・記録作成への支援策の検討、支援を具体化するための経費検討のためにも、県内の民俗芸能の総数や特色など全貌を把握することは欠くことができず、本報告書が期待される。

なお民俗芸能の伝承数について文化財保護委員会・元無形文化課長は約二万件『日本の芸能』（昭和四十六年）としていた。広島県だけで千件の伝承が報告されていることからみても全国の総数は四、五万件と言えそうである。

なお文化財保護法では、民俗芸能の芸能史的、民俗的な側面が重視されるが、民俗芸能は、地域社会の人々の多様な生活と密接に関わり、宗教や文芸、社会環境、経済、産業等の様々な分野と関連している。民俗芸能の重要性もまた多面的であり、伝承を支援する立場も地域振興、教育、観光など多様に期待される。

自身が伝承し公開する立場から

民俗芸能の上演目的をみると「豊作豊漁、家内安全、国家安康、悪疫退散、雨

乞や止雨、風除」などが掲げられ、公開をやめると不作や疫病、天災が起きる、あるいは起きたからと聞くことがある。中には、これは指定文化財なので中止できないと聞いた事もあった。いずれも伝承者にとって真剣で、尊重すべき理由である。その上で民俗芸能の意義について「集団に同一性及び継続性の認識を与え」るもの、つまり民俗芸能に参加することは、自身が地域コミュニティの一員であることを再認識させるものと言える。ちなみにこの定義はユネスコ「無形文化遺産の保護に関する条約」（平成十五年）の第二章・定義の一部である。

このような意味でも重要な民俗芸能は、近年、特に少子高齢化・人口減少による伝承者不足、支援体制の変化に直面している。伝承者確保は、従来の制限つまり公開期日や場所、性別や年齢、参加地区などの緩和が一手法だが、直接の伝承者だけでなく関係者総意が前提になるべきであろう。

「広島県の民俗芸能」によって、自身が伝承する民俗芸能の県内での位置や例えは類例の有無などを知るうえで役だつことが期待される。そのうえで、類例同志や近接地域の民俗芸能によるネットワーク・連絡網の設立の可能性も考えられる。

「ひろしま芸北神楽協議会連携会議」のように県内の既存ネットワークもある。他県の例として「神奈川県民俗芸能保存協会」や宮崎県を中心に始まり全国的に展開した「全国神楽継承・振興協議会」などの例がある。

おわりに

本調査は調査期間中に、いわゆるコロナ禍にあい、事務局の調整は一入であった。本調査の特色や期待される効果をまとめているこの機会に、本調査を指導くださった調査委員・指導者、悉皆調査の調査員一〇三名、詳細調査の調査員四名、それらを支えられた広島県教育委員会担当者、あらためて心から深く敬意を表します。本書が長く広く県民の皆様に活用されることを期待します。

（齊藤 裕嗣）

2 調査の概要・経過

一 概要

広島県内各地に数多く残る民俗芸能は、人々の生活の中から生まれ、長い間、祭りや年中行事の折などに演じられ、地域の人々によって支えられ継承されてきた。これらの民俗芸能は、地域のアイデンティティの要素であるとともに、郷土の歴史文化や風土などを物語る貴重な文化財であり、芸能史上価値の高いものも多い。

しかしながら、近年の時代の変容の中で、これらの民俗芸能は多かれ少なかれ開催期日、開催場所、上演の次第その他に変容を余儀なくされており、中には伝承地の過疎化、災害、感染症流行その他の要因により衰滅の危機に瀕しているものも少なくない。

このような状況の中、広島県教育委員会では、文化庁から国庫補助を受け、令和二年度から令和七年度までの六年間で「広島県民俗芸能緊急調査」を実施した。本調査では、県内の民俗芸能の所在及び現況を悉皆的に調査し、その中から特に必要なものについて詳細な調査を行い、記録を作成することとした。そして、その成果を今後の文化財保護施策立案の基礎資料とするとともに、地域における伝承活動や生涯学習、学校教育、地域振興、調査研究などに生かすことにより、地域文化の保存伝承に資することを目的としたものである。

二 実施内容

イ 悉皆調査（二次調査）（令和二年度～七年度）

県内を二二八調査地区に区分し、調査員が各担当地区内の民俗芸能について、文献、聞き取り、実見等により網羅的に調査し、民俗芸能の基礎的事項を調査票に記録した。

また、事務局において、悉皆調査の成果として、調査を通して確認された一、一五〇件の民俗芸能を、悉皆調査一覧表として整理した（第四章）。

ロ 詳細調査（二次調査）（令和四年度～七年度）

悉皆調査の成果などを参考として、広島県として特色があるもの、近年の記録がないもの、衰滅又は変容の危機に瀕しているもの、旧行をたどる痕跡を残しているものなどから三七件の民俗芸能を選定し、これについて調査委員又は詳細調査員が現地調査を行い、詳細な記録を作成した（第三章）。

なお、詳細調査の対象として、国・県指定文化財は原則として除くこととした。ただし、県指定文化財のうち、国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されている民俗芸能の中で、事業開始時点で記録作成が行われていない「阿刀神楽」「弓神楽」「本地の花笠踊」の三件は詳細調査の対象とした。

ハ 報告書の作成（令和七年度）

調査の成果を、報告書『広島県の民俗芸能―広島県民俗芸能緊急調査報告書―』にまとめ、関係機関等に配布することとした。

三 調査組織

イ 調査委員

調査を円滑に実施するため、専門知識を有する調査委員を置いた。調査委員は、定期的開催する調査指導会議において専門的見地から調査全般における指導・助言を行うほか、詳細調査員と分担して詳細調査の実施及び報告書の執筆を行った（担当した詳細調査は、11頁参照）。

＜広島県民俗芸能緊急調査 調査委員＞

（五十音順、敬称略）

氏名	備考
岡崎 環	元広島県文化財保護審議会会長 広島民俗学会会長
片桐 功	エリザベト音楽大学名誉教授 元広島県文化財保護審議会民俗文化財部会長
齊藤 裕嗣	独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所客員研究員 元文化庁文化財部伝統文化課芸能部門主任文化財調査官

ロ 調査員

悉皆調査においては、県内各市町の推薦により、調査地区ごとに調査員を置いた。調査員は、担当調査地区内の民俗芸能の網羅的な調査を実施した。
 《広島県民俗芸能緊急調査 調査員》 (番号は調査地区番号、調査地区順、敬称略)

呉市				広島市																	市町名			
23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	No.	氏名
道岡 尚生	藤坂 彰子			野地 正人	佐々木 卓也	枝長 信行	勢良 寛			佐々木 恒	天保 光子	檜垣 榮次	村岡 和幸			檜垣 榮次	佐々木 卓也	檜垣 榮次	村岡 和幸	佐々木 卓也				
尾道市				三原市							竹原市		呉市							市町名				
46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	No.	氏名
植原 宗哉	今井 豊	榎原 恒司	西井 亨	平岡 顕	八幡 晴男	森重 彰文	内藤 久雄	垣井 良孝	寺西 豊和	仁田 峠典子	高橋 光浩	植田 崇文	西村 雅幸	三輪 宜生	里田 謙一	清水 完爾	河野 忠弘	船田 孝興	道岡 尚生					
三次市				府中市		福山市											尾道市		市町名					
68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	No.	氏名	
近藤 昭夫	有田 新治	立畑 春夫	中村 芳昭	守本 百合香	下恒 太郎	谷重 豊季	小田原 昭嗣	清水 幹男	神原 博文	篠原 芳秀	世良 基正	平林 工	富田 和人	近田 則介	河本 正二	北村 憲司	表 善彦	井伏 昌次	今津 博	金尾 博文	榎原 恒司	住貞 義量		

ハ 詳細調査員

詳細調査を円滑に実施するため、調査委員の推薦等をもとに詳細調査員を置いた。詳細調査員は、調査委員と分担して詳細調査の実施及び報告書の執筆を行った(担当した詳細調査は、11頁参照)。

※調査地区の位置図は、10頁参照

東広島市				大竹市		庄原市							三次市				市町名				
88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	No.	氏名
松村 昌彦	吉本 正就	蔵楽 知昭	天野 浩一郎		二階堂 百合子	井西 久隆	児玉 朝光	福田 和典	佐古 辰巳	角田 多加雄	矢吹 正直	谷本 寛	宮本 仁	竹川 易廣	中畑 和彦	奥田 剛	加藤 良二	法野 谷智	小滝 洋治		
府中町		江田島市			安芸高田市							廿日市市		東広島市				市町名			
108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	No.	氏名
栢野 守	長坂 壽一	野村 利英	河野 義春	二井 省三	青田 旭	六郷 寛		平原 重治	蒲田 智美	深瀬 喜行	栢木 希望	青木 健夫	正木 康章	大成 景俊	松浦 義弘	佐伯 邦芳					
神石高原町			世羅町		大崎上島町			北広島町		安芸太田町		坂町		海田町		熊野町		椿 美咲		市町名	
128	127	126	125	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	No.	氏名
田原 和博	次重 寛禧	井口 壽雄	赤木 健二	向田 裕始	榎本 江司	有田 卓也	榎本 江司	金田 道紀	細部 俊彦	岸田 豊作	浄謙 彰文	道教 浩忍	角田 伸一	栗栖 道裕	黒田 康也	立道 正明					

《広島県民俗芸能緊急調査 詳細調査員》 (五十音順 敬称略)

氏名	備考
石山 祥子	島根県教育庁文化財課古代文化センター専門研究員
伊藤 大輔	頼山陽史跡資料館(広島県立歴史博物館分館)学芸員
大久保 聖子	広島民俗学会・日本民俗音楽学会会員
小原 清	広島県教育委員会事務局管理部文化財課庶務事務従事員
佐藤 喜徳	広域十二神祇神楽連絡協議会副会長(故人)
白井 比佐雄	広島県立歴史博物館アドバイザー
菅 信博	広島民俗学会会員
鈴木 昂太	国立民族学博物館准教授
住貞 義量	尾道市文化財保護委員会委員
田邊 英男	広島県立歴史民俗資料館学芸員
西井 亨	尾道市企画財政部文化振興課文化財係長
西村 雅幸	みはら歴史と観光の会・沼田文化研究会会員
藤原 宏夫	島根県立古代出雲歴史博物館専門学芸員
向田 裕始	前世羅町文化財保護委員会委員長

二 指導助言者等

調査全般にわたり、文化庁文化財第一課芸能部門の指導・助言を受けた。
また、広島県立歴史民俗資料館の協力を得た。両者には、調査指導会議へのオブザーバー出席を依頼し、専門的見地からの意見や助言を受けた。

《広島県民俗芸能緊急調査 指導助言者》 (敬称略)

氏名	備考
吉田 純子	文化庁文化財第一課芸能部門主任文化財調査官
田邊 英男	広島県立歴史民俗資料館長(令和二、三年度) 広島県立歴史民俗資料館学芸員(令和四、七年度)

ホ 事務局

事務局は、広島県教育委員会事務局文化財課に置いた。

氏名	備考
白井 比佐雄	広島県教育委員会事務局文化財課長(令和二、四年度)
坂光 秀和	広島県教育委員会事務局文化財課長(令和五、七年度)
宮浦 貴	広島県教育委員会事務局文化財課文化財保護係長(令和三、四年度)
永井 敬久	広島県教育委員会事務局文化財課主査(令和二、四年度) 広島県教育委員会事務局文化財課文化財保護係長(令和五年度)
佐伯 匡芳	広島県教育委員会事務局文化財課文化財保護係長(令和六、七年度)
伊藤 大輔	広島県教育委員会事務局文化財課主任(令和五、六年度)
中塩 将隆	広島県教育委員会事務局文化財課主任(令和七年度)
小原 清	広島県教育委員会事務局管理部文化財課庶務事務従事員(令和六、七年度)

へ その他

調査の実施に当たっては、県内各市町の文化財主管部局等及び調査対象の民俗芸能の保護団体や関係者の多大な協力を得た。

四 調査の経過

○事業開始まで(〜令和元年度)

令和元年十二月 調査委員を委嘱

令和二年一月 準備会議 事業計画・調査内容の協議等

令和二年三月 広島県民俗芸能緊急調査実施要項を決定

○令和二年度

令和二年七月 調査員を委嘱(各市町からの推薦に基づく)

令和二年七月 悉皆調査開始

※コロナ禍のため、調査指導会議は開催せず、書面等で随時意見聴取した。

○令和三年度

通年 悉皆調査実施

令和三年九月 第一回調査指導会議(書面開催)

令和四年二月 第二回調査指導会議 詳細調査候補の協議等

令和四年三月 事業の令和五年度までの延長を決定

○令和四年度

通年 悉皆調査実施

令和四年五月 詳細調査員を委嘱（以降随時委嘱）

詳細調査開始（令和四年度九件実施）

令和五年二月 第三回調査指導会議

令和五年三月 事業の令和六年度までの延長を決定

○令和五年度

通年 悉皆調査、詳細調査（一一件）実施

令和六年三月 事業の令和七年度までの延長を決定

○令和六年度

通年 悉皆調査、詳細調査（二〇件（追加調査を含む））実施

令和六年五月 第四回調査指導会議 詳細調査候補の協議等

令和七年三月 第五回調査指導会議 調査報告書の構成等を協議

○令和七年度

令和七年四月～九月 悉皆調査、詳細調査（三件（追加調査を含む））実施

令和七年八月 第六回調査指導会議 調査報告書の内容等の協議

令和八年一月 第七回調査指導会議 調査報告書の内容等の協議

令和八年三月 調査報告書を刊行

五 調査対象の民俗芸能及び種類

本事業の調査対象とする民俗芸能は、各地域の人々によって概ね第二次世界大戦前から伝承されているものとし、戦後中断したものや復活したものも可能な限り調査対象に含めた。具体的には、文化庁の定める「民俗芸能緊急調査実施の手引き」を参考に、広島県の民俗芸能の特色を考慮して次の①～⑦の分類（テーマ）を独自に設定し、いずれかに該当する民俗芸能を対象とした。

No.	テーマ	主な事例
①	神楽	備後神楽（荒神祭・妙見神楽を含む）、旧沼隈郡域の神楽、比婆荒神神楽、庄原市の神職神楽、備中系神楽、弓神楽、志和地の六神儀、県南西部の十二神祇（白砂舞を含む）、芸北神楽、大元神楽、亥の子神楽、芸予諸島の神楽など
②	獅子舞	神幸行列の獅子舞（神儀などの一団に加わる獅子）、門付の獅子舞（正月・半夏生・秋祭りなど）、大神楽系の獅子舞、獅子退治の獅子舞、獅子太鼓、多数立の継獅子・大獅子など
③	田楽	安芸系の囃し田・花田植、備後系の大山供養田植・牛供養田植・牛馬供養・大拍子、大田植、田楽、田植唄・田囃し・田楽囃子、牛祭、田植祭など
④	風流踊	太鼓踊、はね踊、鉦太鼓踊、胴鉦踊、みあがり踊、チンコンカ、雨乞踊、地踊、ひんよう踊、花踊、キリコ踊、祇園踊、こきりこ、大踊、南条踊、花笠踊、虫送り踊、火の山踊、日の山踊、盆踊、二上り踊、やっさ踊、法楽踊、宮島踊、念仏踊、神楽踊、奴踊、十七踊、俄踊、八朔踊、刀踊、櫛踊、棒舞など
⑤	祭礼風流	大名・奴・武者行列、時代行列、神儀（神祇・渡り拍子・かしら打ち）、楽打ち（楽舞・太鼓打ち・胴たたき）、吹囃子・囃子、シャギリ、神殿入り、管絃祭・十七夜祭、太鼓台（頂載・櫓・千歳楽）、だんじり・山車・屋台・曳舟、傘鉾、面行列（傘・ぶ他）、神輿行事、太鼓芸、權伝馬など
⑥	舞台芸等	地芝居・村芝居・素人芝居、歌舞伎、能・狂言・ならし狂言、にわか、人形芝居など
⑦	その他	①～⑥に該当しない亥の子、とんど、虫送りその他の行事等で、芸能的要素のあるもの

参考（別紙）

- ・ 悉皆調査（二次調査） 地区図、詳細調査（二次調査） 概略位置図
- ・ 詳細調査（二次調査） 対象の民俗芸能一覧表
- ・ 悉皆調査（二次調査） 調査票、詳細調査（二次調査） 調査項目
- ・ 広島県の民俗芸能に使用される主な楽器について

（中塩 将隆）

悉皆調査（一次調査）地区図

※ 「昭和の大合併」後の市町村（昭和35年4月1日時点）

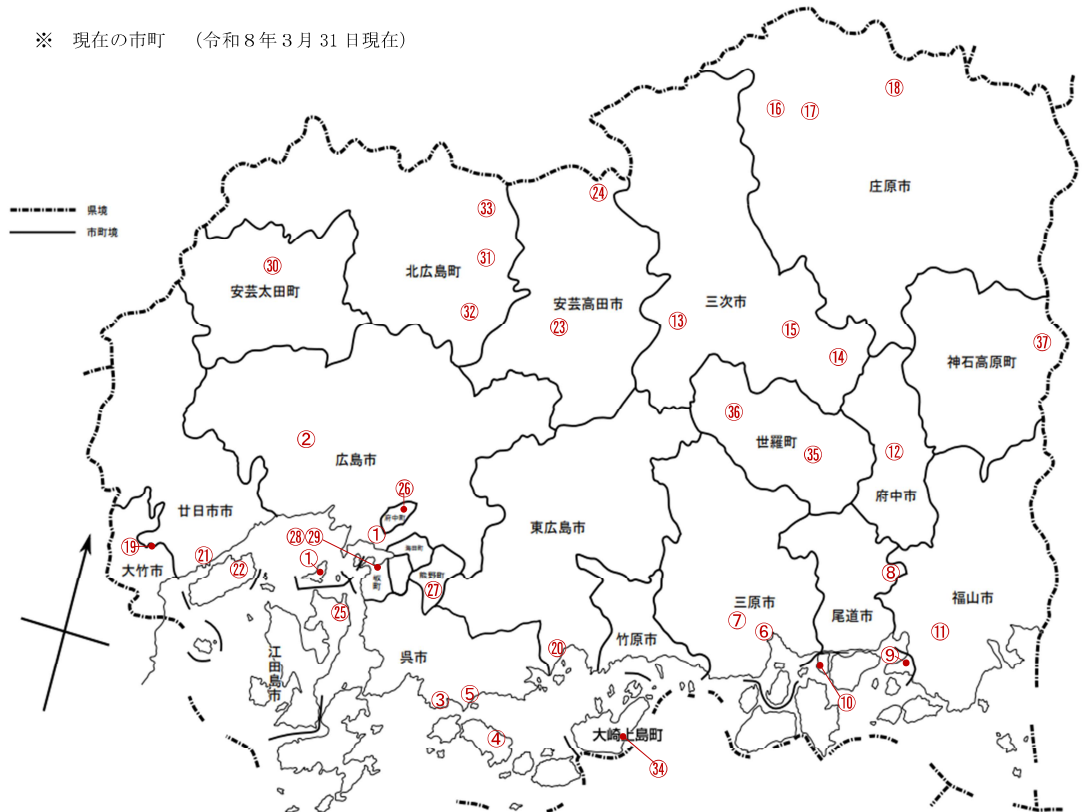
- - - - - 県境
 - - - - - 郡境
 - - - - - 市境
 - - - - - 町村境



詳細調査（二次調査）概略位置図

No.	名称
1	邇保姫神社の獅子舞
2	阿刀神楽
3	戸田神楽
4	宮盛神楽
5	堀越祇園社祇園祭のだんじり
6	やっさ踊り
7	小坂チンコンカン踊り
8	樞原八幡宮の獅子舞・鉦太鼓踊り
9	浦崎神楽
10	岩子島厳島神社管絃祭
11	津之郷惣堂ひんよう踊り
12	弓神楽
13	志賀神社の六神儀
14	小童神儀
15	沖江田楽
16	大月三角山神社秋季楽舞
17	向泉の田楽
18	三河内刀踊り・扇踊り
19	松ヶ原神楽
20	祝詞山八幡神社大祭の神賑行列
21	大頭神社の獅子舞神事、獅子舞
22	宮島踊
23	子供歌舞伎だんじり屋台
24	川根のはやし田
25	大歳神社祭礼神楽
26	山田牛祭
27	神楽踊
28	中村迫亥の子神楽
29	刎条亥の子神楽
30	大歳神社の昼神楽
31	砂庭神楽
32	本地の花笠踊
33	上川戸虫送り踊り
34	木江盆踊
35	だんじり仁輪加狂言
36	両化八幡神社の荒神祭
37	猪鼻山八幡神社の渡り拍子

※ 現在の市町（令和8年3月31日現在）



(原図は広島県立文書館作成・提供)

詳細調査（二次調査）対象の民俗芸能一覧表

番号	市町名	調査地区番号	民俗芸能の名称	伝承地	分類	現地調査年月	調査実施者	備考
1	広島市	4	遷保姫神社の獅子舞	広島市南区西本浦町他 広島市南区似島町	②獅子舞	令和5年10月 令和6年11月	岡崎調査委員 鈴木詳細調査員	市指定
2		6	阿刀神楽	広島市安佐南区沼田町	①神楽	令和4年10月	片桐調査委員	県指定・国記録選択
3	呉市	21	戸田神楽	呉市仁方町	①神楽	令和5年10月	片桐調査委員	
4		26	宮盛神楽	呉市蒲刈町宮盛	①神楽 ②獅子舞	令和6年9月	藤原詳細調査員	
5		28	堀越祇園社祇園祭のだんじり	呉市川尻町東	⑤祭礼風流	令和6年7月	菅詳細調査員	市指定
6	三原市	33	やっさ踊り	三原市城町他	④風流踊	令和4年8月	西村詳細調査員	
7		33	小坂チンコンカン踊り	三原市小坂町	④風流踊	令和6年8月	西村詳細調査員	市指定
8	尾道市	42	楢原八幡宮の獅子舞・鉦太鼓踊り	尾道市原田町梶山田	②獅子舞 ④風流踊	令和6年10月	住貞詳細調査員	
9		43	浦崎神楽	尾道市浦崎町	①神楽	令和6年10月	西井詳細調査員	市指定
10		48	岩子島厳島神社管絃祭	尾道市向島町岩子島	⑤祭礼風流	令和6年7月	大久保詳細調査員	市指定
11	福山市	52	津之郷惣堂ひんよう踊り	福山市津之郷町津之郷	④風流踊	令和6年10月	白井詳細調査員	市指定
12	府中市	64	弓神楽	府中市上下町井永	①神楽	令和4年9月	片桐調査委員	県指定・国記録選択
13	三次市	66	志賀神社の六神儀	三次市下志和地町	①神楽	令和6年10月	藤原詳細調査員	市指定
14		68	小童神儀	三次市甲奴町小童	②獅子舞 ⑤祭礼風流	令和4年7月	片桐調査委員	市指定（一部）
15		73	沖江田楽	三次市三良坂町三良坂（沖江地区）	③田楽	令和4年11月	岡崎調査委員	市指定
16	庄原市	80	大月三角山神社秋季楽舞	庄原市口和町大月	②獅子舞 ⑤祭礼風流	令和5年11月	岡崎調査委員	市指定
17		80	向泉の田楽	庄原市口和町向泉	③田楽	令和7年4月	片桐調査委員	市指定
18		82	三河内刀踊り・扇踊り	庄原市比和町三河内	④風流踊	令和7年8月	田邊詳細調査員	市指定
19	大竹市	83	松ヶ原神楽	大竹市松ヶ原町	①神楽	令和6年10月	小原詳細調査員	
20	東広島市	92	祝詞山八幡神社大祭の神賑行列	東広島市安芸津町風早	⑤祭礼風流	令和5年10月 令和6年10月	藤原詳細調査員	市指定
21	廿日市市	94	大頭神社の獅子舞神事、獅子舞	廿日市市大野	②獅子舞	令和7年1月	鈴木詳細調査員	
22		97	宮島踊	廿日市市宮島町	④風流踊	令和4年8月	岡崎調査委員	市指定
23	安芸高田市	98	子供歌舞伎だんじり屋台	安芸高田市吉田町吉田	⑥舞台芸等	令和5年5月	片桐調査委員	市指定
24		101	川根のはやし田	安芸高田市高宮町川根	③田楽	令和4年5月	岡崎調査委員	市指定
25	江田島市	104	大歳神社祭礼神楽	江田島市江田島町切串	①神楽 ②獅子舞	令和5年10月	岡崎調査委員	
26	府中町	108	山田牛祭	安芸郡府中町山田	③田楽	令和4年10月	岡崎調査委員	
27	熊野町	110	神楽踊	安芸郡熊野町中溝・城之堀・萩原他	④風流踊	令和6年8月	石山詳細調査員	町指定
28	坂町	111	中村迫亥の子神楽	安芸郡坂町坂東（中村地区）	①神楽	令和5年11月 令和6年11月	片桐調査委員	
29		111	刎条亥の子神楽	安芸郡坂町坂東（刎条地区）	①神楽	令和5年11月 令和6年11月	片桐調査委員	
30	安芸太田町	114	大歳神社の屋神楽	山県郡安芸太田町戸河内	①神楽	令和6年11月	佐藤詳細調査員	
31	北広島町	117	砂庭神楽	山県郡北広島町壬生	①神楽	令和4年10月	片桐調査委員	町指定
32		117	本地の花笠踊	山県郡北広島町本地	④風流踊	令和5年6月	岡崎調査委員	県指定・国記録選択
33		117	上川戸虫送り踊り	山県郡北広島町川戸	④風流踊	令和6年6月	藤原詳細調査員	町指定
34	大崎上島町	121	木江盆踊	豊田郡大崎上島町木江	④風流踊	令和6年8月	菅詳細調査員	
35	世羅町	122	だんじり仁輪加狂言	世羅郡世羅町甲山他	⑥舞台芸等	令和5年8月	向田詳細調査員 伊藤詳細調査員	町指定
36		124	両化八幡神社の荒神祭	世羅郡世羅町小国	①神楽	令和7年3月	鈴木詳細調査員	
37	神石高原町	127	猪鼻山八幡神社の渡り拍子	神石郡神石高原町有木	②獅子舞 ⑤祭礼風流	令和6年11月	鈴木詳細調査員	

※ 「県指定」は広島県無形民俗文化財に指定された民俗芸能、「市指定」「町指定」は市・町無形民俗文化財に指定された民俗芸能、「国記録選択」は国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択された民俗芸能

悉皆調査（一次調査） 調査票

広島県民俗芸能緊急調査 調査票

県番号 34

地区番号

カード番号

1 名称 (ふりがな)				(その他の呼び方)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">芸能の種類</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>分類</th> <th>チェック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>神楽</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>獅子舞</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>田楽</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>風流踊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>祭礼風流</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>舞台芸等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>その他</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		芸能の種類			番号	分類	チェック	①	神楽		②	獅子舞		③	田楽		④	風流踊		⑤	祭礼風流		⑥	舞台芸等		⑦	その他	
芸能の種類																																	
番号	分類	チェック																															
①	神楽																																
②	獅子舞																																
③	田楽																																
④	風流踊																																
⑤	祭礼風流																																
⑥	舞台芸等																																
⑦	その他																																
2 伝承地																																	
3 上演の期日等	<input type="checkbox"/> 定期 (毎年・ 年毎) (昔) <input type="checkbox"/> 不定期 (の時) (昔) (行われる祭りや行事の名称)																																
4 上演の場所																																	
5 概要	5-1 芸能の由来																																
	5-2 内容 (行事次第)																																
	5-3 芸能の構成																																
	5-4 用具等																																
	5-5 演目 (曲目)																																
	5-6 芸能等																																
6 伝承組織等	(所在地)			(代表者)																													
				(連絡先)																													
7 文化財指定状況	<input type="checkbox"/> 国指定 <input type="checkbox"/> 国記録選択 <input type="checkbox"/> 県指定 <input type="checkbox"/> 市町指定 <input type="checkbox"/> 未指定 (指定名称)																																
8 伝承の状況	<input type="checkbox"/> 実施中 (盛ん・ ほぼ順調・ 存続危機) ⇒ 近年の変容 (有・ 無・ 不明) <input type="checkbox"/> 一時中断したが、復活 (中断期間 : から) ⇒ 復活の可能性 (有・ 無・ 不明) <input type="checkbox"/> 中断中 () ⇒ 復活の可能性 (有・ 無・ 不明) <input type="checkbox"/> 廃絶 (頃)																																
9 主な記録類	9-1 主な参考文献	(名称)	(著者)	(発行年)																													
	9-2 映像・音声記録	(名称)	(所在・所有者)	(制作年)																													
	9-3 文書記録類	(内容)	(所在・所有者)	(年代)																													
10 調査員氏名等	(調査員氏名)	(調査年月)	(調査方法) 聞き (情報提供者:)・ 文献・ 実見																														
11 情報提供者所属等	(氏名)	(所属組織)	(役職)	(連絡先)																													
12 特記事項・補記																																	

詳細調査（二次調査） 調査項目

（以下の各項目とも、過去の状況も可能な限り調査してください。）
（芸能の行われる地で使用している用語を用いてください。）

- 1 名称（通称、異称も含む）
- 2 伝承地（旧市町村名・字名も含む）※社寺に係るものは、社寺名も具体的に記す。
- 3 上演の機会及び場所
 - (1) 行われる機会（祭礼、法会、年中行事など）
 - (2) その期日等（定期〔毎年、隔年、4年ごとその他の周期〕、不定期の別）
 - (3) 行われる場所（社寺境内、神楽殿、仮設舞台、街路、民家の座敷・庭先、山車・屋台など）
- 4 行事次第、芸能の構成、演目、芸態その他
 - (1) 芸能のとり行われる祭礼等の行事全体の次第、芸能の構成及び演目（曲目〔中絶曲、廃曲なども〕）
 - (2) 設備・道具（依代、忌竹、注連縄、白蓋、きり草、舞い幕、幡、屋台、山車、船、大道具、小道具など）
 - (3) 役名・扮装・楽器等
役名（舞人、踊り子、囃子方、歌い手の役名及び人数、その他の行事の一員として芸能に間接的に関わる万灯持ち、警固役なども）
役の扮装（化粧、冠り物、面、装束、はきもの、幣指物、採り物なども）
楽器（楽器の名称、員数など）
 - (4) 歌詞、詞章等（各演目〔曲目〕の歌詞、唱え言葉、詞章など）
 - (5) 芸態（各演目に共通の芸態構成、各演目の舞いぶり・踊りの手・しぐさ・歌い方・もの言い、楽器奏法など）※写真・型付け（絵譜）、楽譜（口唱歌）などの活用を図り、具体的に記す。
- 5 組織ほか
 - (1) 行事全体の運営組織（宮座制、頭屋制、〇〇講、若者組、1ヶ村・数ヶ村、個人など）
 - (2) 芸能出演者の資格、職、伝習得法
資格（性別、年齢、世襲の有無、長男に限るか否か、潔斎、その変化など）
職（神主、僧侶、田楽衆、神事舞太夫、役者村など）
伝習法（指導者・時期・稽古始めの年齢）
 - (3) 費用（当該芸能の伝承・公開経費の分担法）
 - (4) 保存会等（名称、所在地、連絡先〔電話〕、代表者、構成、規約など）
- 6 由来等（当該芸能の伝来経路、これを行う理由、目的、禁忌などについての言い伝え）
- 7 付近に類似のものの有無
- 8 記録類
 - (1) 文書記録（伝書、歌本、台本、型付け、楽譜、上演記録など）－その所在・所有者
 - (2) 映像記録（映画、ビデオ、DVD）－その所在・所有者
 - (3) 録音記録（録音テープ、レコード、CD）－その所在・所有者
 - (4) 参考文献（市町村誌史、調査報告書、民俗芸能誌類の単行本その他）

広島県の民俗芸能で使用される主な楽器について

広島県の民俗芸能では、笛・太鼓・鉦を中心に様々な楽器が使用されており、楽器の呼称や形状など、その特徴は芸能の種類や地域等で違いがある。

本報告書における楽器の記載は、原則として地元の呼称に基づいている。また、特徴的なものや一般に馴染みの薄いものなど、必要に応じて補足説明し、民俗芸能の調査研究に用いられる一般的な楽器の名称・分類等を併記している。

以下、広島県の民俗芸能の理解に資することを目的に、楽器の一般的な分類・名称と、広島県の民俗芸能における呼称・使用事例等を紹介する。

※『弾・吹・打―日本の楽器とその系譜』（国立歴史民俗博物館、平成四）、『邦楽百科辞典―雅楽から民謡まで―』（音楽之友社、昭和五十九）を参考とした。

一 弾きもの

○三味線類 三味線は、県内では宮島踊など一部の盆踊や、説経源氏節（廿日市市）などの舞台芸に見られる。楽に華を加える存在で、民謡や廃絶した地芝居にも使用された。

○梓弓類 備後の弓神楽や神弓祭で使用され、「弓」と呼ばれる。鳴弦の音で死霊を呼び出す、神霊を活性化させる、悪霊邪気を祓うなどの意味があると思われる。

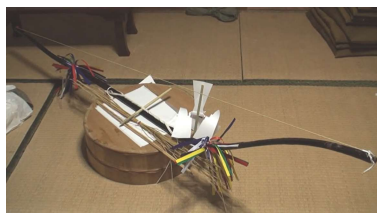
○琴箏類 楽箏が雅楽に用いられる。

○琵琶類 雅楽などに用いられる。

○胡弓類 放浪芸等に使われたが、近代以降は尺八に代わった。県内の胡弓の使用事例は少なく、二上り踊り（福山市）や、昔は宮島踊での使用が確認されている。



三味線 【説経源氏節：廿日市市原】



弓 【弓神楽：府中市上下町】

二 吹きもの

○横笛類 県内の全類別の民俗芸能に幅広く用いられ、単に「笛」と呼ばれるものが多く、「篠笛」「神楽笛」などとも呼ばれる。一部地域では縦笛や、近年はリコーダーを用いるところもある。龍笛は雅楽で使用される。

○尺八類 尺八は本来民謡での使用が多く、県内の芸能には後に何らかの理由で加わったと考えられる。現在は二上り踊りで使用されている。

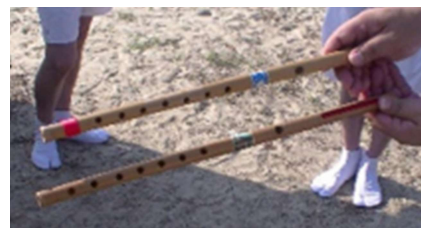
○法螺貝類 法螺貝は時代行列や吹囃子などの一部の祭礼風流において、合図などの場面で吹かれる。

○笙類 雅楽に用いられる。

○箏篳類 雅楽に用いられる。

三 打ちもの

○杵付き締め太鼓類 短胴の締太鼓、長胴の締太鼓に大別される。短胴の締太鼓は芸北神楽や風流踊、田楽などに見られ、「締太鼓」「カッソ」などの呼称もあり、三原のチンコンカンでは柄付きの「ベチ太鼓」が用いられる。大太鼓や鉦留め長胴太鼓との併用も多い。長胴の締太鼓は、軽量のため担いで踊る田楽や太鼓踊などによく使用され、単に「太鼓」や、「桶胴」と呼ばれるものもある。



笛（横笛）
【岩子島厳島神社管絃祭：尾道市向島町】



太鼓（長胴の杵付き締め太鼓）
【瀬原八幡宮の鉦太鼓踊り：尾道市原田町】
太鼓（短胴の杵付き締め太鼓）
【塩原の大山供養田植：庄原市東城町】



ベチ太鼓（短胴の杵付き締め太鼓）【小坂チンコンカン踊り：三原市小坂町】

○鉦留め太鼓類 長胴のいわゆる宮太鼓は、神楽、獅子舞、太鼓台や神儀などの祭礼風流を中心に、県内の民俗芸能では最も多く見られる太鼓である。単に「太鼓」と呼ぶほか、「太太鼓」「大胴」などとも呼ばれる。重量があるため、台や担ぎ棒で支えられた状態で打つ。短胴のものは舞台芸の一部や雅楽などに見られるが、使用例は少ない。

○鉦・銅鑼類 一般に摺り鉦・当り鉦・双盤等と呼ばれる、撞木等で叩く鉦は、備後を中心に神儀・楽打ち、鉦太鼓踊、供養田植など幅広く使用される。県内では単に「鉦」と呼ぶことが多く、大きさによって「大鉦」「小鉦」、地域によって「ソウアン」「手打鉦」「チンチン鉦」などとも呼ばれるものもある。片手に鉦を持って叩くほか、竿立で支えたり、大型の鉦は担ぎ棒で担いだりして叩く形態も多い。鉦の凸面中央を叩くものが多く、凹面や縁を叩くものも見られる。

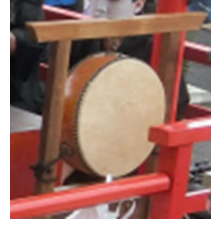
○鉦類 一般に銅拍子・銅鉦子・チャップパなどと呼ばれる、皿状の金属製の二枚の円盤を両手で打ち合わせて鳴らす鉦は、安芸を中心に、花田植や祭礼風流、風流踊など幅広く使用されている。神楽では県内ほぼ全域に見られる。県内では「手打鉦（鐘）」「鉦（鐘）」「手拍子」の呼称が多く、地域によって「チャンチキ」



鉦（小型の摺り鉦）
【やっさ踊り：三原市】



鉦（大型の摺り鉦）
【猪鼻山八幡神社の渡り拍子：神石高原町有木】



太鼓（短胴の鉦留め太鼓）
【子供歌舞伎だんじり屋台：安芸高田市吉田町】



太鼓（長胴の鉦留め太鼓）
【戸田神楽：呉市仁方町】



太鼓（長胴の鉦留め太鼓）
【上川戸虫送り踊り：北広島町川戸】

四 摺りもの

○拍子木類 神楽以外の芸能で使用例が見られ、調子を取るほか、舞台芸の口上にも使用される。「拍子木」のほか、地域によって「デキ」「カチコ」と呼ぶものもある。

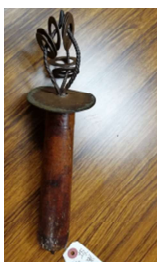
「チャンギリ」「チヨウチガネ」「チャップパ」「手摺鉦」「チャンポコ」など多様な呼称がある。

○すりざさら類 県内では竹の先端を細く割った茶筌型のすりざさらが、田楽や一部の祭礼風流・風流踊などに見られる。木製で陽物型の形状のものもある。「ササラ」と呼ぶほか、地域によって「タケ」「サンバイタケ」などと呼ばれる。木を擦るもののほか、笹竹の軸を打つものや、二本の茶筌型すりざさらを打ち合わせるものもある。なお、県内にびんざさらは確認されていない。

○鈴類 県内では、神楽鈴や輪鈴が神楽や獅子舞に広く用いられ、単に「鈴」と呼ぶ例が多い。演者の採物としての性格が強い。輪鈴は地域の鍛冶屋などで製作され、音を出す部品として一文銭を使用したものもある。

五 振りもの

（片桐 功・佐伯 匡芳・小原 清）



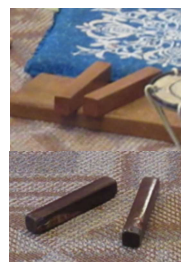
輪鈴
【坂原神楽：安芸太田町上筒賀】



鈴（神楽鈴）
【大頭神社の獅子舞神事：廿日市市大野】



ササラを持つ「ざさらすり」【塩原の大山供養田植：庄原市東城町】
ササラ【向泉の田楽：庄原市口和町】



拍子木【子供歌舞伎だんじり屋台：安芸高田市吉田町】



チャンチキ・手打鉦（銅拍子）
【本地の花笠踊：北広島町本地】



鉦（銅拍子）【大歳神社の昼神楽：安芸太田町本郷】

